



埼玉県報

号外第 19 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 2 日
木曜日

目次

告示

- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年六月六日 午前十一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十八年六月二十一日

二 登録日 平成二十八年六月二十一日
（ただし、年齢については平成二十八年七月十日）

三 縦覧期間 平成二十八年六月二十二日

告 示

埼玉県選管告示第三十号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の七第一項の規定に基づき行う在外選挙人名簿の縦覧期間は次のとおりである。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 縦覧期間 平成二十八年六月二十二日

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、六月二十二日とする。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治